

平成26年度国民健康保険税の税率が変わりました

【地方税法などの改正に伴う主な変更点】

①賦課限度額の引き上げ

後期高齢者支援金分に係る賦課限度額が14万円から16万円に、介護保険分に係る賦課限度額が12万円から14万円に引き上げられました。

40歳以上65歳未満の方は、介護保険分が国民健康保険税に算入されます。65歳以上の方は、それぞれ個人の年金から天引きされます。

■平成26年度の税率

	医療保健分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割額(所得に応じて計算)	7.9%	2.7%	1.7%
資産割額(固定資産税額に応じて計算)	28.9%	10.9%	8.4%
均等割額(加入者数に応じて計算)	23,800円	8,000円	7,500円
平等割額(1世帯いくらと計算)	22,000円	7,000円	4,300円
賦課限度額(上限額)	51万円	16万円	14万円

②低所得者への軽減制度の拡充

所得の低い方の税負担を減らすため、世帯主およびその世帯の国保加入者の所得の合計額が一定額以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。平成26年度からは、5割と2割の軽減対象になる所得基準額を引き上げることで、軽減対象世帯が拡大されます。

■低所得者への軽減制度

軽減割合	所得基準額	
	平成25年度	平成26年度
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円+(24.5万円×世帯主を除く被保険者数+特定同一世帯所属者)	33万円+(24.5万円×世帯主を含む被保険者数(※)+特定同一世帯所属者)
2割軽減	33万円+(35万円×被保険者数+特定同一世帯所属者)	33万円+(45万円×被保険者数+特定同一世帯所属者)

(※)擬制世帯主を含む

【国民健康保険税】

国民健康保険税は、世帯内で国民健康保険に加入している方の前年中の所得額などに基づいて計算されます。世帯単位で課税され、4月から翌年の3月分までを年間の保険税として計算します。世帯ごとに加入するため、世帯のどなたかが国民健康保険に加入していれば、世帯主の方が加入していない場合でも、世帯主の方のお名前で納税通知書が届くことになります。納税通知書のお届けは7月中旬を予定しています。

■納付方法

納付方法は、「納付書または口座振替で納付」と、年金額や国保加入者の年齢などにより該当する「年金からの天引き」があります。お届けした納税通知書で自分の納付方法をご確認ください。

「年金からの天引き」の方は、過去2年間、国保税の滞納がない場合、お申し出により口座振替に変更することができます。手続きについては、税務課までお問い合わせください。

■納付が困難なとき

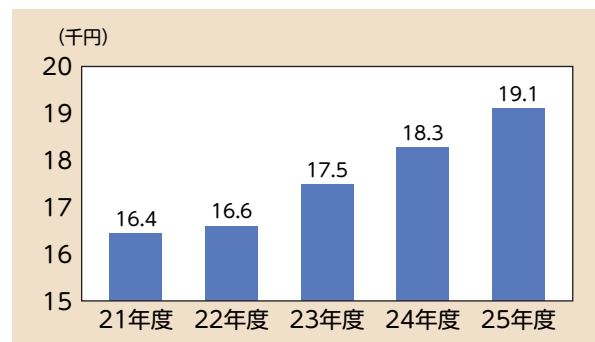
特別な事情により納付が困難なときは、未納のままにせず、お早めに税務課にご相談ください。

医療費が増加しています

国民健康保険は、病気やけがに備えて加入者が国民健康保険税を出し合って医療費などに充てる「助け合いの制度」です。加入者が診療を受けた場合、医療費の10～30%は自己負担ですが、残りの金額は国と町、そして加入者である町民の皆さんに負担していただいています。そのため、医療費が増加すると、国民健康保険税も上昇することになります。

下記グラフが示すとおり、美郷町では1人当たりの医療費が年々増加しています。医療費の増加を抑えるためにも、健診受診による早期発見など、一人ひとりが健康維持に取り組みましょう。

■美郷町国民健康保険被保険者1人当たり療養給付費の推移(各年度5月支払分)



問 町税務課 ☎0187(84)4902

屋根の雪下ろし安全点検希望者を募集します

雪下ろし中の事故防止のため、雪下ろしの安全点検希望者を募集します。

※雪下ろし作業を請け負うものではありません。

【安全点検の内容】

- ①調査員が希望者宅を訪問して、雪下ろしの安全対策等のアドバイス（8月～11月）
- ②はしごの固定金具の無償設置（希望者のみ。数に限りがあるのでご希望に添えない場合があります。）
- ③雪下ろし時のはしごや命綱の固定に係る助言
- ④ヘルメット、安全带、ロープ等の安全対策用具の貸出

対象世帯 ● おおむね60歳以上の方がお住まいの世帯
申込方法 ● 下記窓口に備え付けの申込書に必要事項（氏名・年齢・住所・電話番号等）を記入の上、お申し込みください。

町住民生活課（美郷町役場庁舎1階）
 六郷出張所（美郷町学友館）
 仙南出張所（美郷町公民館）

申込締切 ● 8月1日(金)

問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

7月31日(木)は固定資産税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れがないかご確認ください

■各税の納期限（口座振替日）

項目	期別	納期限(口座振替日)	期別	納期限(口座振替日)
固定資産税	2期	7月31日(木)		
国民健康保険税(普通徴収)	1期・一括	7月31日(木)		
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	1期・一括	7月31日(木)		
町県民税(普通徴収)			1期・一括	6月30日(月)

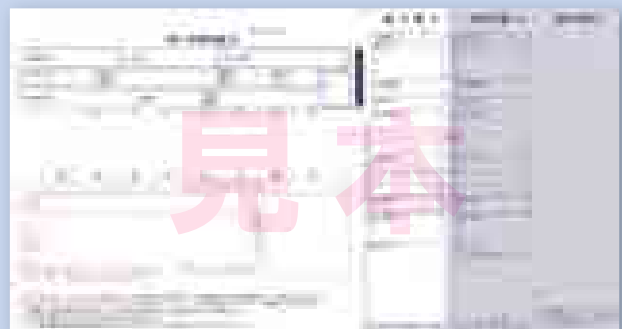
問 町税務課 ☎0187(84)4902

平成26年6月9日以降に発行した納付書は コンビニ・ゆうちょ銀行(郵便局)からも納付できます

平成26年6月9日以降に発行した納付書から、これまで利用していた金融機関等窓口での納付に加えて、国内の主要コンビニエンスストアおよび東北管内のゆうちょ銀行（郵便局）からも町税等を納付できるようになりました。手数料はかかりません。ぜひ、ご利用ください。

※納期限を過ぎたもの、右の写真以外の納付書等は、これまでどおり役場、出張所、金融機関窓口で納付してください。

コンビニ・ゆうちょ銀行対応の納付書▶
 ※税目により色は異なります。



- 取り扱いコンビニエンスストア** ◆ 全国計14コンビニ26チェーン
 (サークルK、サンクス、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ(Yショップ除く)、ファミリーマート、ローソンなど、ほとんどのコンビニで納付できます。)
- 取り扱いゆうちょ銀行・郵便局** ◆ 東北管内のゆうちょ銀行・郵便局